

貸付金徴収嘱託（新規・延期）希望申出書

組合員証 記号番号		所属機関名	
(フリガナ)			
組合員氏名		給料	等級 号給 円
生年月日 性別	昭和 平成	年 月 日	男・女
貸付番号		借入年月日	年 月 日
他の共済組合 へ異動する日	年 月 日	貸付の種類	貸付
異動先 共済組合名			

上記の貸付金については、次の各号に掲げる事由に該当するため、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第115条第4項に規定する徴収の嘱託を希望するとともに、適用に際しては次の事項を遵守することを申し出ます。

- (1) 近い将来において、元の共済組合に復帰する可能性があると思われるとき
- (2) 共済組合の貸付条件の違いにより、不都合が生じるとき

◎遵守事項

- 1 徴収を嘱託する期間は、新たな共済組合の組合員となった日から5年間の範囲内において行うこと。
 なお、徴収を嘱託する期間が5年を超えることとなった場合において、徴収を嘱託する期間を延期しようとする場合は、再度本申出書を元の共済組合に提出のうえ承認を受けること。
 おって、この取扱いを行う場合は、元の共済組合におけるすべての権利義務関係をそのまま継続すること。
- 2 貸付金が完済する前に徴収を嘱託する期間が終了することとなった場合は、次の各号に掲げるとおり取扱うこと。
 - (1) 元の共済組合から貸付金残高の証明書の交付を受け、未弁済（未償還）金（共済組合により経過利息を含む）に相当する金額の貸付けの申し込みを、異動先の共済組合に新たに行うこと。
 - (2) 前号による貸付けの申し込みの際し、必要なときは組合員貸付金の交付に関する承諾書を異動先の共済組合へ提出して、元の共済組合の預金口座への振込を承諾すること。

愛媛県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

住所
申出者
氏名

印